

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 7 月 13 日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 有限会社 ワキタ総合
 住所 大阪府貝塚市名越878
^{フリガナ}代表者氏名 代表取締役 ^{ワキタ シンイチ}脇田 淳一
 電話番号 072-446-4101
 FAX番号 072-446-4102
 メールアドレス wakitasogo@hb.tp1.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 2 年 7 月 13 日

申請者 氏名又は名称 有限会社 ワキタ総合
住 所 大阪府貝塚市名越878
代表者氏名 代表取締役 脇田 淳一



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 ワキタ ジュンイチ 脇田 淳一	
取締役 ワキタ カズミ 脇田 千美	
事業の範囲	管・給水装置・給排水・土木工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	有限会社 ワキタ 総合
上記事業所の所在地	郵便番号 597-0042 住所 大阪府貝塚市名越878 電話番号 072-446-4101 F AX番号 072-446-4102 メールアドレス wakitasogo@hb.tpl.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
脇田 千美	第 296135 号

当該給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第 18 条関係）

機 械 器 具 調 書

令和 2 年 7 月 10 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用 機械器具	塩ビカッター	Φ13～Φ25	2ケ	
	塩ビカッター	Φ13～Φ40	1ケ	
	塩ビノコ		3ケ	
	キールカッター	Φ75～Φ300	1台	
	高速カッター		1台	
	エンジンカッター		1台	
管の加工用 機械器具	ネジ切り機	Φ13～Φ100	1台	
	やあり		2ケ	
接合用 機械器具		L500	2ケ	
	パイプレンチ	L700	2ケ	
		L900	2ケ	
	モンキー		5ケ	
	溶接機		1台	
	トルクレンチ		1	
水圧テスト ポンプ	手動ポンプ		2台	
	電動ポンプ		2台	
	グラフチャート付 テストポンプ		1台	

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 7 月 13 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

有限会社 ワキタ総合
大阪府貝塚市名越878
代表取締役 脇田淳一



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府貝塚市名越878番地
有限会社ワキタ総合

会社法人等番号	1201-02-023247	
商号	有限会社ワキタ総合	
本店	大阪府貝塚市名越878番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月17日登記
会社成立の年月日	平成17年12月12日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木工事業 2. 建築工事業 3. 管工事業 4. とび・土工工事業 5. 石工事業 6. 鋼構造物工事業 7. 舗装工事業 8. しゅんせつ工事業 9. 水道施設工事業 10. 産業廃棄物収集運搬業 11. 土木・建築資材の販売 12. 上記各号に付帯関連する一切の業務 	
発行可能株式総数	100株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月17日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月17日登記
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	

		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月17日登記	
役員に関する事項	大阪府貝塚市三ツ松2722番地(7棟401号) 取締役 脇田良子	平成29年12月 1日辞任 平成29年12月15日登記	
	大阪府泉南郡熊取町小垣内三丁目16番6号 取締役 脇田淳一		
	大阪府泉南郡熊取町小垣内二丁目72番地の1 取締役 脇田淳一	平成19年 7月19日住所移転 平成19年 7月20日登記	
	大阪府貝塚市名越878番地 取締役 脇田淳一	平成27年 4月 8日住所移転 平成27年 4月22日登記	
	大阪府泉南郡熊取町小垣内二丁目72番地の1 取締役 脇田千美	平成23年 5月 1日就任 平成23年 5月10日登記	
	大阪府泉南郡熊取町小垣内三丁目16番6号 取締役 脇田千美	平成24年 5月 5日住所移転 平成24年 5月15日登記	
	代表取締役 脇田淳一	平成18年 5月23日就任 平成18年 5月23日登記	
	登記記録に関する事項	設立	平成17年12月12日登記



大阪府貝塚市名越878番地
有限会社ワキタ総合

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(大阪法務局堺支局管轄)

令和 2年 6月19日

大阪法務局岸和田支局
登記官

寺 野 洋 一



有限会社ワキタ総合定款

平成 17年 12月 12日 会社設立

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は有限会社ワキタ総合と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 土木工事業
2. 建築工事業
3. 管工事業
4. とび・土工工事業
5. 石工事業
6. 鋼構造物工事業
7. 舗装工事業
8. しゅんせつ工事業
9. 水道施設工事業
10. 産業廃棄物収集運搬業
11. 土木・建築資材の販売
12. 上記各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府貝塚市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行することができる株式の総数は、100 株とする。

(株券の発行)

第 6 条 当社の発行する株式については、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。
当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。

(基準日)

第8条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録質権者として権利を行使できる者を確定するために必要があるときは、予め公告してそのための基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招 集)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(議決権の代理行使)

第11条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議 事 録)

第13条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第14条 当社の取締役は、2名以上とする。

(取締役の選任)

第 15 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役及び社長)

第 16 条 当会社が取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は、当会社を代表する。

(取締役の報酬等)

第 17 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 18 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 19 条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者に配当する。

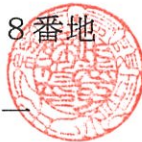
(剰余金の配当の除斥期間)

第 20 条 当会社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満 3 年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

当会社の定款に相違ありません。

令和
平成 2 年 7 月 10 日

大阪府貝塚市名越 8 7 8 番地
有限会社ワキタ総合
代表取締役 脇田 淳一



第二九六一三五号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

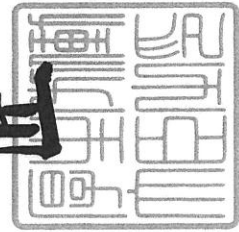
氏名 脇田 千美

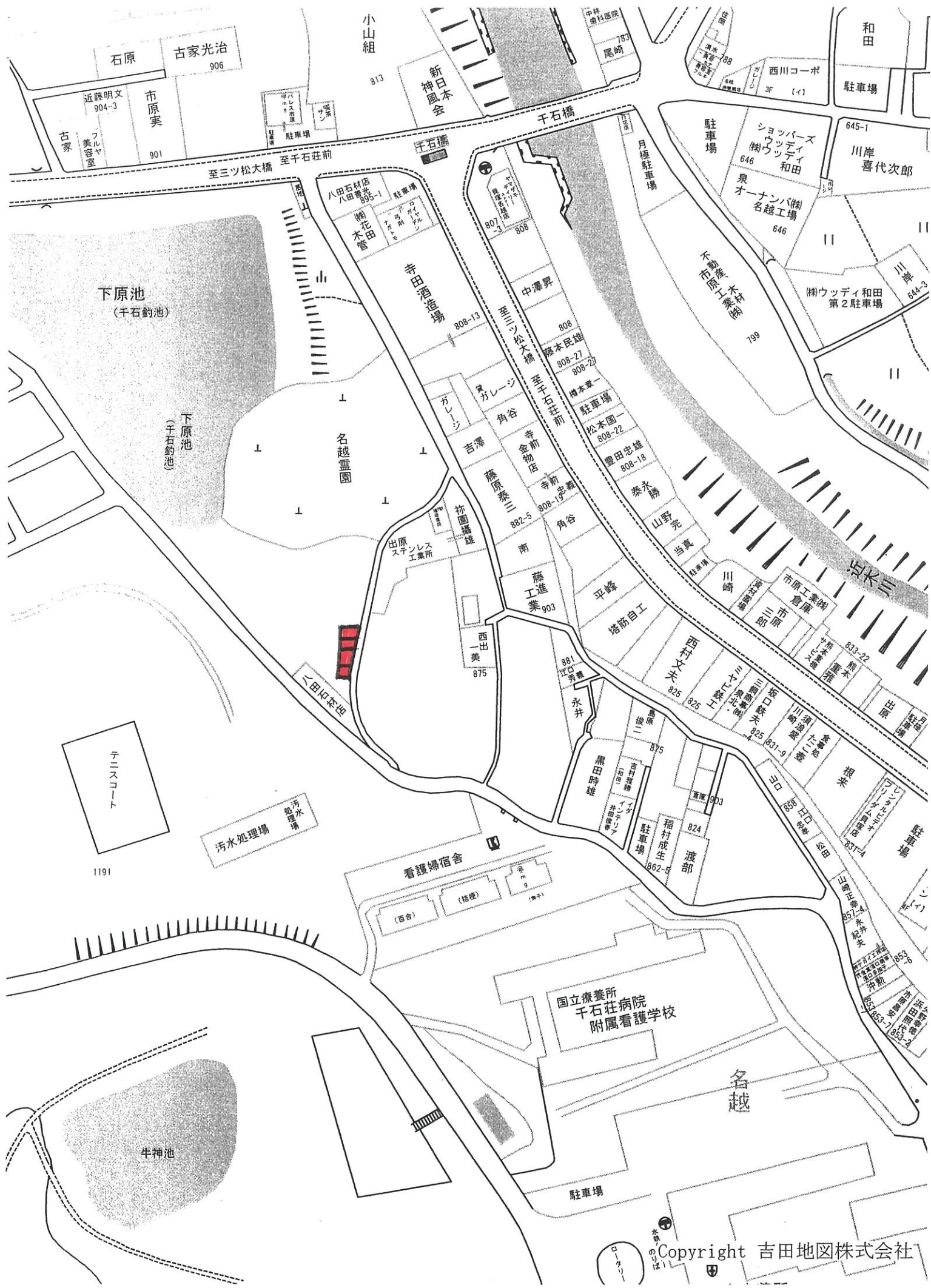
昭和五十三年九月十九日生

水道法昭和三十一年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年二月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠

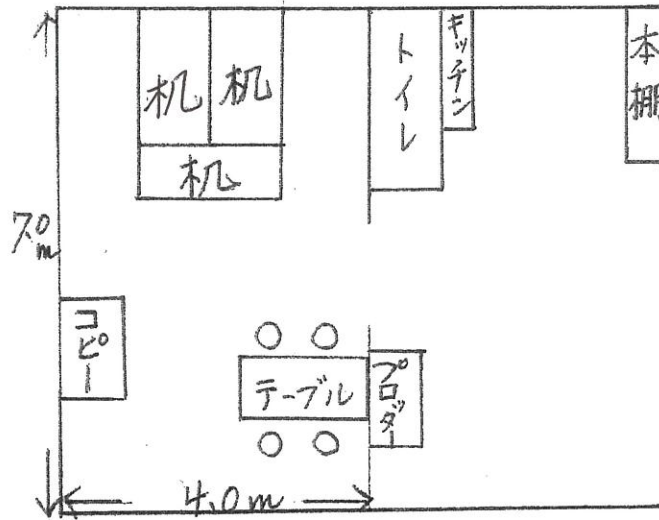




営業所の平面及び付近見取り図

平面図

面積 28 m²



付近見取り図

線 駅下車 バス・徒歩 分

別紙参照

電話 072-446-4101

- (注) 1. 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚。
2. 平面図は、間口及び奥行き寸法、机の配置状況等を記入すること。
3. 付近見取り図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること。
4. 資材置場を別に行っている場合は、様式第2号-2を使用すること。

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2年 7月 13日

申請者 氏名又は名称 有限会社 ワキタ総合
 住所 大阪府貝塚市名越878
 代表者氏名 代表取締役 脇田 淳一
 電話番号 072-446-4101
 FAX番号 072-446-4102
 メールアドレス wakitasogo@hb.tp1.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 7 月 13 日

届出者

氏名又は名称 有限会社 ワキタ総合

住 所 大阪府貝塚市名越87-8

代表者氏名 代表取締役 脇田淳一



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事業を行う事業所の名称	有限会社 ワキタ総合	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
脇田 千美	第296135号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二九六一三五号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 脇田 千美

昭和五十三年九月十九日生

水道法昭和三十一年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠

